

事件番号 令和3年(ホ)第117号

事件名 会社法違反事件

過料決定

商号 開発&コンサルティング株式会社

住所 神奈川県中郡大磯町大磯490番地2ハイツシュスラン2
A

被審人 守屋孝敏

主文

被審人を過料金9万円に処する。

本件手続費用は、被審人の負担とする。

理由

被審人は、上記会社の代表取締役中に在任中、平成18年5月30日役員が退任し、法定の員数を欠くに至ったのにその選任手続をすることを令和3年1月7日まで怠った。

適条

会社法976条、非訟事件手続法120条、122条

令和3年6月28日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判官 見目明夫

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 丸山亜希子

